

千葉労働局発表
令和7年10月1日

【照会先】 千葉労働局労働基準部賃金室
室長 菊池 美香
室長補佐 坂元 麻理子
(電話) 043-221-2328

千葉県最低賃金を時間額「1,140円」に引上げ

-効力発生日は令和7年10月3日-

-千葉県最低賃金の周知に取り組んでいます-

千葉県最低賃金は、本年10月3日から64円引き上げ、時間額1,140円に改正されます。

千葉労働局（局長：小山英夫）では、改正される千葉県最低賃金額を県内の事業主、労働者に広く周知し、履行確保を図ってまいります。

あわせて、中小企業・小規模事業者の賃金引上げを支援するため、政府が賃金引上げの環境整備のために講じている各種の支援施策を広く周知し、活用促進を後押ししていきます。

周知広報活動を更に推し進めるため、毎年行ってきた取組に加え、本日（令和7年10月1日）から新たに以下の取組を行います。

1 銚子電鉄車両ジャック（令和7年10月31日までの1か月間）

千葉日報社の広告プランにより、銚子電鉄1編成（2両）全面の中吊り広告としてポスターを掲示するほか、ヘッドマークの掲載、[「1140最低賃金号」](#)の名称により運行する。そのほか、千葉日報紙面への突き出し広告などを行う。

2 日東交通バス後部板掲示（令和7年12月31日までの3か月間）

房総地区（富津、館山地区）を運行する日東交通バスの車体後部に看板を掲示する。

3 レクサスビジョン放映（令和8年3月20日まで）

レクサス千葉中央の大型ビジョンにポスター画像を放映する。

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

1140 最低賃金号 (銚子電鉄)
10/1~10/31運行



マストで守ろう! 最低賃金 (日東交通)
10/1~12/31運行



令和7年10月3日から 千葉県最低賃金 1,140円 (前年比 64円アップ)